

## 告 示

### 埼玉県告示第六百三十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年六月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇二一―一七―〇号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市都島字向河原五百七十番二十一、字中河原七百三十三番一

字下河原七百三十三番八、新井字利根千六十番二百二

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百五十五立方メートル